

日本における国政レベルのスポーツ政策形成過程に関する研究

宮本 学 勝田 隆

キーワード：スポーツ政策、政策形成過程、スポーツ振興法、スポーツ基本法

A study on the process of policy formation of sports on the level of national politics in Japan.

Manabu Miyamoto Takashi katsuta

Abstract

The purpose of this study is to clarify the formation process of sports policy on the level of national politics in Japan until 2010 that found out the changing policy issues on “Promotion of Sports” for the development of sports policy.

The results were as follows:

1. There are more common opinions that “Promotion of Sports” established half a century should be revised.
2. There are new policy issues that should include new provisions such as “anti-doping provisions” and “Rules of professional sports” for establishing new “Basic act on Sports”.
3. It was found that being said it is necessary to clarify the responsibilities of government and local governments.
4. By organized viewpoint of time-series and contents, there are common policy issues at Sports policy that established from 1961 until 2010.
5. “Newly-enacted basic act for half a decade” includes several mentions such as “Mention of national responsibility” “Mention of local government” “Mention of legislative measures” these are not find from “Promotion of Sports”.

Key words: sports policy, process of policy formation, Promotion of Sports, Basic act on Sports

1. 緒言

2010年8月、文部科学省は「スポーツ立国戦略」を発表した。

スポーツ立国戦略では、現行の「スポーツ振興法」の改訂を視野に入れ、新たな法律として「スポーツ基本法」の制定を目指している。日本におけるスポーツに関する包括的な法律は1961年に制定された「スポーツ振興法」である。制定後、2010年までに10回改正されているものの、内容に関する大きな改正はされていない。

しかしながら、スポーツ振興法制定当時と比べて現在では、経済状況や社会状況、さらには国民のスポーツに対するニーズ等は時代とともに多様に変化している

(2007)。また、2006年に遠藤利明文部科学副大臣(当時)が設置した私設諮詢機関「スポーツ振興に関する懇

談会」が発表した「『スポーツ立国』ニッポン」(2007)においても、スポーツを取り巻く状況を踏まえ「新スポーツ振興法」の制定の必要性を述べている。

現在のスポーツ振興法を改正し「スポーツ基本法」や「新スポーツ振興法」の制定の必要性が問われたことについて、スポーツ振興に関する懇談会のメンバーの勝田(2008)は、今日の「国政における「新スポーツ法制定」「スポーツ省(庁)の設置」の本格的論議は、遠藤利明文部科学副大臣(2007年9月当時)が発表した「国家戦略としてのトップスポーツ」に端を発していると考えられる」という。

「『スポーツ立国』ニッポン」において指摘されているような、スポーツ振興への投資や複雑なスポーツ振興体制など今日的諸課題に対応し、新たなスポーツ法の制定

が国会の場で本格的に検討されていることから、スポーツ振興法が制定された 1961 年以降の日本のスポーツ政策の形成過程を時系列的、かつその内容に関し整理することでスポーツ振興に関する政策形成過程上の課題が明らかになるのではないかと考えられる。

2. 研究の目的

スポーツ立国戦略は、現在の「スポーツ振興法」を見直し、新たにこれに代わる「スポーツ基本法」の検討を視野に入れ策定された(2010)。そのため、今後、スポーツ基本法が策定されるならば、スポーツにおける現代的課題を捉え、また、現在までに課題とされてきたが解決されていない課題についても明確にされなければならぬと考える。

本研究では、文部省(現:文部科学省)より公に発表されているスポーツ政策の形成課題を明らかにすることを目的とする。そのために、以下の過程を経ることとする。

①2010 年までに文部省(現:文部科学省)内に設置された保健体育審議会においてスポーツを包括的にまとめた 1972, 1989, 1997, 2000 年の答申の主要課題について比較検討する。この 4 つの答申を比較検討することから、スポーツ立国戦略において示された「スポーツ基本法」の制定に向けて、日本のスポーツ振興上の政策課題の変遷が整理されると考える。

②2010 年までに文部省(現:文部科学省)が発表したスポーツ振興基本計画(初版)、スポーツ振興基本計画(改訂版)について改訂の前後における変化を明らかにすることを目的とする。このことから、上記①と同様に日本のスポーツ振興上の政策課題の変遷が整理されると考える。

3. スポーツ振興法制定に至るまでの経緯

3.1 スポーツ振興法制定以前のスポーツ政策

現在、日本におけるスポーツ政策は文部科学省を中心に行われている。それは、文部科学省設置法において、スポーツは文部科学省の所掌事務として「スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること」(1999)と示されていることからも明らかである。文部科学省発足以前は、文部省として、1949 年に制定された文部省設置法第 3 条「体育(スポーツを含む)の振興」に基づきスポーツ政策が文部省の所掌業務として扱われてきた。では、1949 年以前のスポーツ政策はどのような経過を辿ってきたのであろうか。

本研究においては、スポーツ政策の形成過程について明らかにすることを目的とするため、日本においてスポーツ政策が必要とされた背景やスポーツ政策に複数の省庁がかかわってきた背景を整理し、スポーツ政策が開始

された時期及び背景を整理する必要があると考えている。

尾崎(2006)は、日本のスポーツ政策の始まりの背景を次のように主張する。

日本におけるスポーツ政策の開始の背景には、第一次世界大戦を契機として総力戦体制の構築の必要性が強く意識される中での体育・スポーツに対する国家的関心の高まりがあった。1917 年の臨時教育会議の設置に見られるように、教育に対する軍事的要求が強まり、その中において、国民の健康破壊への対応のみならず精神面の涵養に果たす体育の役割が注目された。

また永吉(1993)は、スポーツ政策は大正デモクラシーへの対応策であったといい、次のように述べている。

一部の都市市民階級が豊かな余暇を楽しむかたわらで、劣悪な労働条件と長時間労働によって結核等を患つた労働者の帰村が、都市と農村に深刻な伝染病の危機をもたらしていた。国民の健康・体力水準の低下は、国家や資本、軍部にとって、もはや座視できないほどになっていた。

では、国家の対抗・対応策として打ち出したスポーツ政策はどの省庁において進められ、どのような政策が行われてきたのであろうか。

新井(2008)は、スポーツ政策は、第一次世界大戦を契機に内務省を中心に開始されたが、内務省は内政の一つとしてスポーツを扱ったに過ぎないという。しかし、文部省は大正 10 年に学校衛生課を設置し、特に「衛生」部門において「体育運動」の領域に関わる内容が扱われ始め、日本においては体育・スポーツに関する組織が国家レベルで創設されたという。これをきっかけとして、大正 11 年には、運動体育展を開催し体育とスポーツの普及に努め、大正 13 年には国民体育研究所を設置し、国民体位・体力の向上のために、第 1 回全国体育デーを開催した。

また、内務省は第 1 次大戦後、日本に自由主義思想や社会運動が流入し、活発となったことによる「社会運動の高揚」に危機感を持ち、青年団体活動の強化によって、若者のエネルギーをスポーツに向ける政策を打ち出した。大正 13 年には全国の青年団担当者を集め、「運動奨励に関する講習会」を開催した。同様の目的で、大正 13 年秋明治神宮祭では神事奉仕形式をとり、国家的スポーツ大会である第 1 回明治神宮競技大会を主催したという。さらに、厚生省が明治神宮大会を引き継いだことについて、昭和 13 年に厚生省が新設されその中に体力局が設置されたという。

その後、厚生省は昭和 13 年より明治神宮大会の開催を。

引き継ぎ、国家として国民体力に関する政策を行うようになった。昭和17年には、大会名称が国民錬成大会に改称され、大会に参加する選手たちは戦士と呼ばれるようになり、国民体位の向上を目的とした政策が打ち出されていたと言えよう。

以上のように、これらの文献においては日本におけるスポーツ政策が、文部省、内務省、厚生省の3省によって展開されてきたといえる。また、いくつかの文献によれば、戦前の日本におけるスポーツ政策は、「国民体位の向上」を目指し、文部省、厚生省、内務省と複数の省庁によってスポーツ政策が行われていたといえるであろう。

戦前は以上のようにスポーツ政策が行われていたが、戦後(1945)からスポーツ振興法の制定までに関しては、1928年に設置された文部省体育科は、1945年に日本が敗戦を迎えると一時廃止された。その後、1949年には文部省設置法により、スポーツの振興等が文部省の管轄になった。そして、1961年、日本のスポーツ振興に関する法律として「スポーツ振興法」が制定された。

3.2. スポーツ振興法の制定

現在、日本にはスポーツの振興に関する法律として「スポーツ振興法」が1961年に制定された。

スポーツ振興法の制定は、3年後に控えた東京オリンピック大会開催のための法的根拠であるとの指摘が多い。内海(1993)によればスポーツ振興法は「正にオリンピック東京大会という情勢に乗って制定された」といい、多くの文献においても同様の指摘がされている。

これらの指摘に加え、スポーツ振興法制定から約半世紀が経過した2010年現在、スポーツ振興法の課題について多くの文献において述べられている。

例えば、永吉(1993)は、スポーツ振興法の法的課題と国の役割との関係から以下のように述べている。

この法律が「…に務めなければならない」という字句ばかりが並ぶ奨励法であって、道路や下水道を作ったり学校を設置したりするような義務法ではない。

また、齋藤(2008)はスポーツ振興法について、文部科学省や地方公共団体の教育委員会の施策を主に定める法律であることを踏まえたうえで、次のように指摘している。

スポーツ政策は教育行政だけでその施策の実施が確保できるものではなく、他の省庁との連携協力が必要不可欠であるといえる。総合的なスポーツ政策を実行していくためには、教育行政組織中心として施策の実施が定められたスポーツ振興法を改正し、各行政組

織を横断した諸措置を定めるようなスポーツに関する総合立法が必要であるとも考えられる。

また、スポーツ振興法第4条において、「文部科学大臣は、スポーツ振興に関する基本的計画を定めるものとする」と記されているが、「スポーツ振興基本計画」は、スポーツ振興法制定から39年が経過した2000年に発表されている。

このことについて齋藤(2008)は、次のように指摘している。

スポーツ振興法の制定から長期にわたり国の基本計画が不在であったことはスポーツ政策上の大きな問題であったといえるだろう。

奈良(2009)は、計画が策定されてこなかった背景について次のように述べている。

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が制定され、スポーツ振興法において不確実であった財源確保の目途が立った。それを受けスポーツ振興法制定から約40年間全く手がつけられなかった「計画の策定」が進み、2000年(平成12年)9月に『スポーツ振興基本計画』が文部大臣告示として策定された。

以上の通り、複数の文献において現行のスポーツ振興法には多くの課題があると考えられている。特に、多くの文献が「国の責務」の必要性について指摘している。では、文部科学行政における他の法律では「国の責務」はどのように規定されているのであろうか。

文部科学省における政策は、「教育、科学技術・学術、スポーツ、文化」の4つに分類されている。教育に関しては「教育基本法」、科学技術・学術に関しては「科学技術基本法」、文化に関しては「文化芸術振興基本法」が制定され、それぞれ政策が実行されている。これらの法律の国の責務に関して比較検討を行った。

文部科学省の政策において、主要な4項目のうち3項目の行政上の基盤的法律において国及び地方公共団体の責務が明記され、また2009年に自由民主党・公明党が国会へ提出した「スポーツ基本法案」においても、「国及び地方公共団体の責務」は明記されている。

そのようなことから、国の責務の必要性や現況を踏まえた改訂の必要性を述べているスポーツに関する懇談会が設置された2006年から2010年に制定された他の分野の「基本法」とスポーツ振興法を比較した。スポーツ振興法と2006年から2010年の間に制定された他の分野の基本法(13本)を比較すると「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「法制上の措置」という3点に大きく違いが

見られる。国の責務については、この5年間で制定された基本法においては全てに国の責務が記されている。また、「地方公共団体の責務」、「法制上の措置」に関しては、国家公務員制度改革基本法以外は全てにおいて記されている。特に「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「法制上の措置」の3つの条文について違いが見られる。

4. スポーツ振興法制定から2010年までのスポーツ政策の時系列的整理と内容の整理

4.1. 1972年保健体育審議会答申に関する検討

1972年の保健体育審議会答申では、当時の問題点として7つ挙げている。

第一に、「健康と体力の現状における問題点」である。当時の状況として、平均寿命の伸びや死亡率の低下はよくなっているというが、運動不足等による成人病等、新しい傾向が現れていることから、日常生活に密着した体育・スポーツ活動を活発にする必要があるという。

第二に、「体育・スポーツ活動の現状における問題点」である。従来、体育・スポーツ活動は選手中心の競技スポーツがさかんであったが、今後は都市、農村、職場などを通じて、日常の体育・スポーツ活動を活発にする必要があるという。

第三に、「体育・スポーツ施設の現状における問題点」である。これについて、公共社会体育・スポーツ施設が量的にきわめて不足していること、また、施設専任の指導者が少ない等の問題点が挙げられている。

第四に、「組織の現状における問題点」である。体育・スポーツのグループについては、選手中心の活動や行事中心の活動に偏っており、日常的な体育・スポーツの欲求を満たしていないという。

第五に、「指導者の現状における問題点」である。指導者に関しては、体育・スポーツ施設や自発的なグループの促進に伴う、適切な資質をそなえた指導者が少ないという。

第六に、「資金の現状における問題点」である。施設整備について、国や地方公共団体が支出している経費は不十分であり、積極的に公共的な投資額の拡大を図る必要があるといふ。

第七に、「関係省庁の相互協力体制の確立」についてである。本答申においては、「関係省庁の諸事業には、国民の体育・スポーツの普及振興に関連するものが多いが、国、都道府県、市町村のそれぞれの段階を通じて、関係省庁や関係部局の相互協力体制は充分とはいえない」と指摘している。

以上7つの問題点を踏まえた上で、本答申においては4つの施策が示されている。

第一に、「体育・スポーツ施設の整備」について、広く一般の人々が、体育・スポーツ活動に日常生活の中で身

近に利用できる施設を整備することを提起している。

第二に、「体育・スポーツへの参加の推進」について、自発的なグループが数多く生まれ、活発な活動を展開するために、施設の整備、指導者の養成等を推進し、自発的なグループが活動しやすい環境を整備することを提起するとともに、施設を基盤（中心）とするグループの育成をすると報告している。

第三に、「体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制の確立」について、指導者不足を指摘した上で、民間、職場、公共体育施設、市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の専任職員など各種指導者の役割を明確に提示し、資格や報酬についても言及している。

第四に、「学校体育の充実」について、発達段階に応じた体育・スポーツ活動を実践し、心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成を期することができるようになるため、指導内容の充実や指導者の確保とその資質向上、各学校種別に応じた施設・設備の充実をはかるとしている。また、1972年の答申の特徴は、国や地方公共団体が中心となって積極的に施策を遂行するとしている。

4.2. 1989年保健体育審議会答申に関する検討

1989年の答申では、当時の問題点として、7つ挙げられている。

第一に、「スポーツ施設」についてである。まず、これまでのスポーツ施設の整備が他の活動とは無関係にスポーツのためだけの施設づくりが行われ、多種多様のスポーツ施設人々の多様なニーズに応える施設づくりという観点が軽視されてきたと指摘している。また、競技スポーツに関しては、メディカルチェック等の科学的支援を受けられる宿泊施設を備えた施設や諸外国にみられるナショナルトレーニングセンターに相当する施設がないと指摘している。

第二に、「生涯スポーツ」についてである。これについては、スポーツ実施人口の増加やレジャー・レクリエーション性のあるニュースポーツの導入による、多種多様なスポーツ種目の実施、スポーツ施設数の増加による地域レベルのスポーツクラブ、スポーツ教室等が活発に行われてきたという。しかし、身近な施設の不足、適切な指導者がみいだせないこと、時間的、経済的な制約等によりスポーツ活動の機会に恵まれない人々も多いことから、施設の量的・質的充実、指導者の養成等の改善が求められているという。

第三に、「競技スポーツ」についてである。当時の状況として、世界の競技力の向上は著しく、日本の競技水準は、オリンピック競技大会やアジア競技大会の結果は、相対的に低下しているという。その要因として、一貫指導体制の欠如や選手・コーチが競技会・強化合宿に積極的に参加できるための支援体制の不備、競技生活を終え

た後の処遇の問題が挙げられている。

第四に、「学校における体育・スポーツ」についてである。まず、「初等中等教育」段階については、日常生活における身体的活動の機会が減少していることから、児童生徒の発育・発達段階に留意し、個人差に応じた指導を充実することが求められているという。また運動部の活動について、過度の練習や試合、勝利中心主義等の問題点や専門的な指導者の不足等について指摘がされている。また、「高等教育」段階については、健康やスポーツに対する科学的理解を深める上での教育内容等については十分ではないと指摘している。また、運動部活動に関しては、大学の運動部活動は日本の競技スポーツにおいて重要な位置を占めていることを考えると、大学の運動部の活性化を図ることは重要な課題であると指摘している。

第五に、「スポーツの国際交流」である。日本におけるスポーツの国際交流は当時、オリンピック競技大会や世界選手権大会等への参加、姉妹都市間・民間団体によるスポーツ交流等、トップレベルの選手から一般市民に至るまで年々幅広く行われてきているという。しかし、指導者の交流や地域レベルでの交流は必ずしも活発ではないという。

第六に、「企業とスポーツ」についてである。運動部活動を行っている企業では、競技水準の高い選手を従業員として採用し、経済的な援助や各種のスポーツイベントへの協賛、スポーツ団体に対する援助等、日本のスポーツ振興に寄与しているというが、企業の経営方針の影響もあり、長期的展望に立った選手の指導・強化に一貫性が欠けるなどの面もみられ、スポーツ団体において経済界との適切な連携を強化することが望まれているという。

第七に、「アマチュアスポーツの変容とプロスポーツ」についてである。当時、オリンピック競技大会においてプロ選手の参加が正式に認められたことから、それに対応するため、プロスポーツとアマチュアスポーツの連携を推進する必要があるという。

以上7つの問題点を踏まえた上で、本答申においてはそれぞれの問題点に対して7つの施策が示されている。

第一に「スポーツ施設の整備充実」についてである。地域のスポーツ施設に関しては、各都道府県・市町村において整備が進められることが望ましいとしている。特に地域住民のスポーツに対するニーズに対応し、研究・研修や情報提供などの関連機能を持ち、中・長期的な見通しに立ち、生涯スポーツ、競技スポーツの両面から計画的に整備することが必要であるという。また、施設の職員についても、専門職員や一般職員、外部の指導者、非常勤職員を含め多様なスポーツ指導者の積極的な活用を図るとしている。

第二に、「生涯スポーツの充実」についてである。ニュースポーツの開発や全国スポーツ・レクリエーション祭

の地域におけるスポーツ行事開催の奨励が提起され、特にスポーツクラブについて、生涯スポーツの推進の基盤となるよう、クラブ間の連携を図ることとしている。また、実績のある指導者に対する顕彰制度の拡充や指導者の資質向上のための研修会の開催、生涯スポーツの重要な役割を担うスポーツプログラマーの養成等が挙げられている。

第三に、「競技スポーツの振興」についてである。ここでは、選手や指導者に対する経済的な援助を行う施策の推進や選手の引退後の生活基盤に対する、職業的な専任コーチ等への登用や職場復帰のための再教育、選手や指導者に対する顕彰制度の拡充等が挙げられている。また、ジュニア期からの一貫指導体制の整備や指導者の資格制度の確立、スポーツ科学に関する研究の一層の促進、ドーピング問題に対する対応方策の検討等が挙げられている。

第四に、「学校における体育・スポーツの充実」についてである。学校における体育・スポーツの充実に関しては、運動部活動が重要な役割を持つことを踏まえ、指導者の充実、ニーズ・実情に即した運動部活動の促進、また、一貫指導体制の整備の必要性が提起されている。

第五に、「スポーツの国際交流」についてである。ここでは、国際競技会等への日本選手の派遣や若手スポーツ指導者の在外研修、姉妹都市間におけるスポーツ交流、地域スポーツ指導者の交流等が挙げられている。

第六に、「プロスポーツの健全な発展の助長」についてである。ここでは、プロスポーツ全体の健全な発展に資するための組織の在り方の検討や優秀なプロスポーツ選手・指導者に対する顕彰を行うなどの社会的評価の一層の向上、スポーツ科学の研究者等との情報交換や研究協議を行うなどの方策を検討している。

第七に、「スポーツ振興のための資金の充実」についてである。ここでは、選手強化事業に対する国等の補助金の充実や公営競技からの助成、経済界その他の民間からの寄付等によるスポーツ振興基金の設置、スポーツ振興のための民間からの寄付等における税制上の措置を含めたその拡充が挙げられている。

1972年の答申の特徴であった、国や地方公共団体を中心となって積極的に施策を遂行する事に関して、1989年の答申では都道府県・市町村が積極的に支援するとされている。

4. 3. 1997年保健体育審議会答申に関する検討

1997年の答申では、世界保健機関が提言したオタワ憲章に則り健康の保持増進に焦点は当てているものの1989年の答申を踏まえ、課題が示されている。(本稿においてはスポーツ領域を中心に検討する。)

本答申において、課題という項目では、まず「競技ス

ポーツの現状と課題」について記されている。ここでは、ジュニア期からの一貫指導体制が欠如していることや高度のトレーニング拠点の不足、世界レベルの経験を有して世界を目指した指導ができる指導者や専任コーチ、スタッフの不足、諸外国の情勢など各種の基礎知識・情報を共有できる仕組みの欠如、選手の進路問題等への対応を含めた側面的な支援体制が不備であること等が挙げられている。

次に「運動部活動をめぐる基本的課題」である。これについては、体育や地域スポーツとの関係の整理や部員数や顧問数の減少、実技の指導力不足等への対応、勝利至上主義に基づく一部の行き過ぎた活動や指導の改善等が挙げられている。

以上の問題点を踏まえ、本答申においては下記の施策が記されている。

まず、「競技スポーツの現状と課題」に対する施策として本答申においては、競技力向上トータルシステムの構築を掲げ、一貫した指導を実現するための仕組みを確立すること、これを実施するための施設や設備を整備すること、実際に指導に当たるコーチやスタッフ等の人材を養成することを挙げている。また、国や地方の積極的な支援や企業からの支援の促進、スポーツ医・科学の研究・活用を推進すること、アンチ・ドーピング問題に対応するための統括的機能を有する公的な機関の設置についても示されている。

次に「運動部活動をめぐる基本的課題」に対する施策としては、児童生徒のニーズに対応するため、運動部活動と地域社会との連携を深め、外部指導者や地域・民間のスポーツクラブを活用することが必要であるという。また国際競技力向上の観点から、多くの競技において選手は高校生までのジュニア期を運動部活動で過ごしているため、各競技団体が取り組む一貫指導との連携が必要であるという。

またその他に、施設整備に関しては学校体育施設の利用を促進するため、管理運営を民間に委託することも考慮すべきことであるという。スポーツ指導者の確保に関しては、施設における指導者の配置や各市町村が公益法人の職員として確保し、住民のニーズに応じた派遣や巡回することができる活用システムを新たに設ける必要があるという。

4.4. 2000年保健体育審議会答申に関する検討

2000年の答申の内容については、次章以降でスポーツ振興基本計画の制定の背景や内容等と併せ比較検討することとするが答申の背景についてはここで簡単に説明を加える。

前章にも述べた通り、スポーツ振興法はその当時3年後に控えた東京オリンピックの根拠法令として策定され

た。スポーツ振興法第4条において、「文部科学大臣は、スポーツ振興に関する基本的計画を定めるものとする」と記されているが「スポーツ振興基本計画」は、スポーツ振興法制定から39年が経過した2000年に発表され、結果として日本のスポーツ政策は基本的計画がないまま39年間実行されてきたといえる。

2000年の答申では、今後文部大臣において策定することが予定されているスポーツ振興基本計画の在り方について、政策目標の設定、政策目標の実現のための具体的な施策、計画の定期的な見直しなど基本的な内容について重点を絞って提言を行っている。

さらに、青少年の体力・運動能力の低下傾向、身近なスポーツ環境の整備充実の必要性の高まり、国際競技力の長期的・相対的低下傾向等のスポーツを取り巻く様々な課題に対応するため、スポーツ振興施策を体系的・計画的に推進し、日本のスポーツの振興を図ることが求められているという。このような状況を踏まえ、文部大臣がスポーツ振興法第4条に基づくスポーツ振興基本計画を策定するため、主要な課題について示した。

5. スポーツ振興法制定から2010年までのスポーツ政策の時系列的整理と内容の整理

5.1. スポーツ振興基本計画(初版)に関する検討

2000年9月、文部省はスポーツ振興法を受け基本的計画を示した「スポーツ振興基本計画」を示した。同計画は、同法第4条「文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする」に則り策定されたが、法制定から39年が経過していたことは言うまでもない。スポーツ振興基本計画は、1999年9月に文部大臣より「スポーツ振興基本計画の在り方について」の諮問を受け保健体育審議会がスポーツ振興に関する特別委員会を設け審議を進め策定された。

当時の保健体育審議会会长の井村（2000）は、当時の時代背景を踏まえた上で中・長期的な見通しに立つスポーツ振興基本計画の必要性を訴えている。

しかし、大野（2006）は、スポーツ振興法制定から39年が経過し同計画が発表された背景について次のように述べている。

反対の強かった「サッカーくじ」制度の成立に際しての国会付帯決議で「スポーツ振興基本計画の策定」を求められたからだ。

第142回参議院文教・科学委員会21号（平成10年5月19日）において、町村信孝国務大臣（当時）は、次のように述べている。

スポーツ振興投票法の成立後、今後どういう作業で・

・ もろもろの準備を進めていくかということを今鋭意検討しているわけでございますが、その中で、重要な柱としてこのスポーツ振興基本計画を策定するということを実は内々今検討を始めたところ。

上記に示したことから、スポーツ振興基本計画が策定された背景にはスポーツ振興投票法が制定されたことが一要因として挙げられる。

そのような背景を持ちながら、発表されたスポーツ振興基本計画には以下3つの主要課題が提示されている。

- ①生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
 - ②日本の国際競技力の総合的な向上方策
 - ③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策
- が3つの大きな柱として示されている。

①生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策では、スポーツ実施率の増加や総合型地域スポーツクラブの育成について記され、スポーツ振興基本計画では日本の現状として、日本のスポーツ実施率が極めて低い状況であることを挙げている。また、現在のスポーツクラブの約9割が単一種目型であり、性別、年齢、種目が限定的であることから、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに参加できる地域スポーツクラブの育成が必要であるという。

②日本の国際競技力の総合的な向上方策に関しては、政策目標として、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において活躍できる競技者の育成・強化の積極的な推進、また具体的な目標として、3.5%のメダル獲得率を目指している。具体的な施策として、トップレベルの競技者を組織的・計画的に育成するための一貫指導システムの構築やナショナルレベルのトレーニング拠点の整備、スポーツ医・科学の活用等が挙げられている。

③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策に関しては、政策目標を「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と国際競技力の向上を目指し、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する」としている。具体的な施策として、学校と地域の連携、学校とスポーツ団体の連携、学校体育の充実、学校体育指導者・施設の充実、運動部活動の改善・充実等が挙げられている。

本計画は、2001年度から概ね10年間で実現すべき政策目標が設定されており、適宜その進捗状況の把握に努めるとともに、5年後に計画全体の見直しを図ることとしている。次章では、5年間の進捗状況を踏まえ改訂された「スポーツ振興基本計画」について検討すると共に、2000年に発表されたスポーツ振興基本計画内の政策目

標に関しても2006年までの実状を検討することとする。

5.2. スポーツ振興基本計画(2006改訂版)に関する検討

前章でも述べた通り、スポーツ振興基本計画は、2006年、計画全体の見直しを行い再度発表された。以下が見直し後の3つの大きな柱である。

- ①スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策
 - ②生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
 - ③日本の国際競技力の総合的な向上方策
- となっている。

最も大きな見直しとなった事項は、計画の主要な課題に「スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策」が追加されたことである。「生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策」については、国・地方公共団体・スポーツ団体が連携し、積極的に各種施策を効果的に推進することは、計画全体へ反映されたとみることができる。

では、主要な課題についての数値目標は現在までに達成されているのであろうか。数値目標が示されている、方策について現状を見ることとする。

まず、②生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策においては、「成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上とする」としている。日本における週1回以上のスポーツ実施率は平成9年の調査では約34.7%、平成16年の調査では約38.5%，平成21年の調査では約45.3%となっていることから目標に近づいていることはわかる。(2009、内閣府)

次に、「全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する」とあるが、平成22年7月現在において、クラブ育成率は71.4%となっている。

③日本の国際競技力の総合的な向上方策についてみると、夏季・冬季オリンピックを合わせてのメダル獲得率を3.5%となることを目指すとしている。しかし同計画が示されてから2010年までに3.5%には一度も達していない。

6. 結章

6.1. 総括

本研究においては、スポーツ立国戦略で示されたように、スポーツ基本法の策定を目指していることから、スポーツ基本法が制定されると仮定した上で、今までのスポーツ政策の形成過程におけるスポーツ振興上の課題を捉え、また、今までに課題とされてきたが解決されてこなかった課題についても明確にされなければならないと考える。

そこで本研究では、1961年から2010年までの日本に

におけるスポーツ政策について時系列及び内容を整理した。これらの研究過程を経て以下のことが明らかとなった。

①制定から約半世紀が経過した「スポーツ振興法」は改訂されるべきであるという意見が多くみられた。そして、新しい基本法の制定にあたっては、「アンチ・ドーピングに関する規定」や「プロスポーツに関する規定」などを踏まえる必要があるといった新しい政策課題が存在していることがわかった。

②国及び地方公共団体の責務を明確にすることが必要であると指摘されていることがわかった。

③1961年～2010年までのスポーツ政策に関して時系列的・内容的に整理した結果、共通の政策課題がみられた。

- (1) スポーツ施設における専任の指導者の設置
- (2) 適切な資質を備えた指導者の養成
- (3) 関係省庁・関係部局の連携
- (4) スポーツ施設の整備
- (5) 各自の興味・目的に応じたスポーツ環境の整備
- (6) 体力の低下に伴う、体力向上方策

これらの長期的な共通課題は、今後策定されるであろう「スポーツ基本法」、「スポーツ振興基本計画」においても見逃せない課題となることが予測される。

④スポーツ振興法と、この5年間に制定された他の基本法(たとえば観光立国推進基本法、宇宙基本法など)を比較した場合、「国の責務に関する記載」、「地方公共団体の責務に関する記載」、「法制上の措置に関する記載」など、特徴的な相違点があることがわかった。

6.2. 今後の課題

今後は、本研究において明らかとなった「スポーツ振興法の改訂」、「新たな政策課題への対応」、「国及び地方公共団体の責務の明確化」、「長期的な政策課題」、「他の基本法との相違点」について、他の政策や各国のスポーツ政策との比較検討から、さらに必要性を客觀化する必要があるだろう。特に、「国及び地方公共団体の責務」については、責務が明確になることにより、今後のスポーツ政策に大きな影響を及ぼすと考えられる。本研究において、2006年から2010年に制定された基本法との比較を行ったが、さらなる比較検討が必要であろう。

また、「スポーツ立国戦略」(2010)において記されているように「スポーツ基本法の制定」や「スポーツ庁の設置」について検討するとしている。さらには、2010年を目途に終了する現行のスポーツ振興基本計画に代わる、新たなスポーツ振興基本計画を策定することとしている。

そのため、本研究と同様にそれぞれの議論の過程を踏まえ、策定の背景や内容に関する比較検討を行う必要があると考える。

参考文献

- 河北新報 (2008) 9月25日(地方版、宮城県、朝刊) 持論自論
 国会会議録検索システム
<http://kokkai.ndl.go.jp> (2010年10月20日閲覧)
 文部省 (1961) スポーツ振興法
 文部省 (1972) 体育・スポーツの普及振興に関する基本の方策について
 文部省 (1989) 21世紀に向けたスポーツの振興方策について
 文部省 (1995) 科学技術基本法
 文部省 (1997) 生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について
 文部省 (2000) スポーツ振興基本計画の在り方について一豊かなスポーツ環境を目指して
 文部科学省 (2001) 文化芸術振興基本法
 文部科学省 (2001) スポーツ振興基本計画
 文部科学省 (2006) スポーツ振興基本計画
 文部科学省 (2006) 教育基本法
 文部科学省 (2010) スポーツ立国戦略
 文部科学省公式ホームページ
<http://www.mext.go.jp/> (2010年10月20日閲覧)
 文部科学省(2010)「スポーツ立国戦略」策定に向けたヒアリング議事録
 内閣府(2009)体力・スポーツに関する世論調査
 奈良光晴 (2009) 国際競技力向上への政府・政党のアプローチについて一施政方針演説、政権公約等ならびに文部科学省スポーツ・青少年局の予算の関連から一、武蔵大学人文学会雑誌第41巻(1)
 日本国憲法(1946)
 大野晃 (2000) 文部省「スポーツ振興基本計画」を斬る、現代スポーツ評論3、創文企画、pp. 178-180.
 大谷善博 (2008) 変わりゆく日本のスポーツ、世界思想社、pp. 1-8. pp. 112-115.
 尾崎正峰 (2006) 日本のスポーツ政策の歴史的変遷、現代スポーツ振興に関する懇談会(2007)「スポーツ立国」ニッポン
 スポーツと健康 (2000) 4月号、特集スポーツ振興基本計画の在り方について一保健体育審議会答申一、pp. 7-8.
 諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦 (2008) スポーツ政策の現代的課題、日本評論社、pp. 46-49, 62-67.
 体育科教育 (2010) 11月号、特集「スポーツ立国戦略」とどう向き合うか、大修館書店、pp. 18-22, pp. 26-29, 30-49
 自由民主党 (2009) スポーツ基本法 (2009年7月14日国会提出 2009年7月21日廃案)